

重度心身障害者医療費助成制度自動 還付方式移行に伴うレセプトコンピュータ 改修に係る要件仕様書

(紙レセプト写し対応レセコンベンダ向け)

Rev1.0

山梨県
(福祉保健部障害福祉課)

目次

1. はじめに	2
2. 山梨県の医療費助成制度	3
3. 自動還付方式への移行に伴う変更点	4
3-1. 重度心身障害者医療費助成金受給資格者証	5
3-2. 自動還付方式における処理の流れ	6
3-3. 医療機関等における事務処理の流れ	7
4. 診療報酬請求用レセプトへの記載内容	8
4-1. 電子レセプトへの記録方法	9
4-2. 紙レセプトへの記録方法	13
5. 紙レセプト写しの作成	15
5-1. 紙レセプト写しの作成方法	16
5-2. 紙レセプト写し提出時の総括表作成方法	17
6. 仕様に関する留意点	18
7. レセコン改修に関するまとめ	20
8. その他の要件（公開情報：よくある質問（平成25年9月18日版）より抜粋）	21
9. 医療機関等への導入支援について	22
10. レセプト写しの受入確認試験について	23
参考1. 追加要件：医療費未納情報表の作成および出力	24
参考2. レセプト写し提出後の調整依頼（返金処理および追加徴収）	28
参考3. 電子レセプト写しの作成および提出について	31
参考4. 国保連合会への提出	39
参考5. 公費負担者番号一覧	42
別紙1. 医療機関等向け各種帳票フォーマット	
別紙2. 紙レセプト写し作成時の必須項目	
別紙3. 国保連合会が行うレセプト写しの受入確認試験について	

1.はじめに

山梨県では、重度心身障害者医療費無料制度を堅持し、医療の重要度が高い障害者の健康を守りつつ、窓口無料化により増大しているペナルティ(※1)の補てんに要する経費を削減して障害者施策の新たな課題に対応するため、従来の公費番号「83」に該当する医療費の助成について、平成26年11月から自動還付方式(自動償還方式)に移行します。

自動還付方式への移行に伴い、受給者の皆様には保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者(以下、医療機関等)の窓口で一旦医療費の自己負担分をお支払いいただきますが、その都度の申請手続きなしに、3ヶ月程度で受給者の預金口座に自己負担分相当額が自動的に振り込まれます。

この方式の実現に向けて県内の医療機関等には、審査支払機関に提出する診療(調剤)報酬明細書(以下、レセプト)とは別に「レセプト写し」を作成していただき、山梨県国民健康保険団体連合会(以下、国保連合会)に送付していただく必要があり、その作業をレセプトコンピュータで行う場合には、レセプトコンピュータの改修対応が必要です。

本仕様書では、自動還付方式を実現するために必要となる、医療機関等のレセプトコンピュータ改修の内容について、提示します。

2.山梨県の福祉医療費助成制度

山梨県では、県内全市町村において次のような医療費助成を実施し、県がその一部を補助しています。

(ただし、乳幼児医療費助成制度については、各市町村独自で対象年齢を引き上げている例があります。)

制度名	支払方法	法別番号
山梨県乳幼児医療費助成制度	窓口無料方式	81
山梨県ひとり親家庭医療費助成制度	窓口無料方式	82
山梨県重度心身障害者医療費助成制度	窓口無料方式	83



従来の法別番号(公費番号)「83」に該当する医療費の助成について、平成26年11月から自動還付方式(自動償還方式)に移行します。

3.自動還付方式への移行に伴う変更点

自動還付方式への移行に伴う変更点

- ・医療機関等は重度心身障害者医療費助成の受給資格者から医療費の患者負担分を受領します。
- ・レセプトの公費欄には、公費83に関する公費負担者番号および受給者番号は記載できなくなります。(公費83は、レセプト上は公費扱いではなくなりますので、レセコンは事前の設定変更が必要です。)代わりに、摘要欄等の指定した範囲(電子の場合は摘要欄に該当するレコード)に追記してください。
- ・公費83対象のレセプトを抽出し、診療報酬、調剤報酬、及び訪問看護療養費(以下、一括して「診療報酬」という。)請求と同一のレセプト写しを作成してください。

自動還付方式への移行後も変わらない点

- ・重度心身障害者医療費助成事業(公費83)に関する受給資格者証、およびそこに記載される公費負担者番号、受給者番号については、自動還付方式への移行後も継続して利用します。
- ・乳幼児医療費助成事業(公費81)およびひとり親家庭医療費助成事業(公費82)については窓口無料方式を継続します。引き続き公費負担者番号と受給者番号を公費欄に記入してください。

3-1. 重度心身障害者医療費助成金受給資格者証

医療機関等の窓口で受給者が受給資格者証(図参照)を提示した場合に限り、自動還付方式による助成の対象とします。

この受給資格者証は市町村の窓口で原則として1年に1回、申請または更新の手続きをした受給者に対して交付されます。

(定期更新は毎年11月1日)

県内の医療機関等においては窓口で受給資格者証を確認し、有効期限内である場合に限り、「公費負担者番号(8桁)」および「受給者番号(7桁)」を記録していただきます。

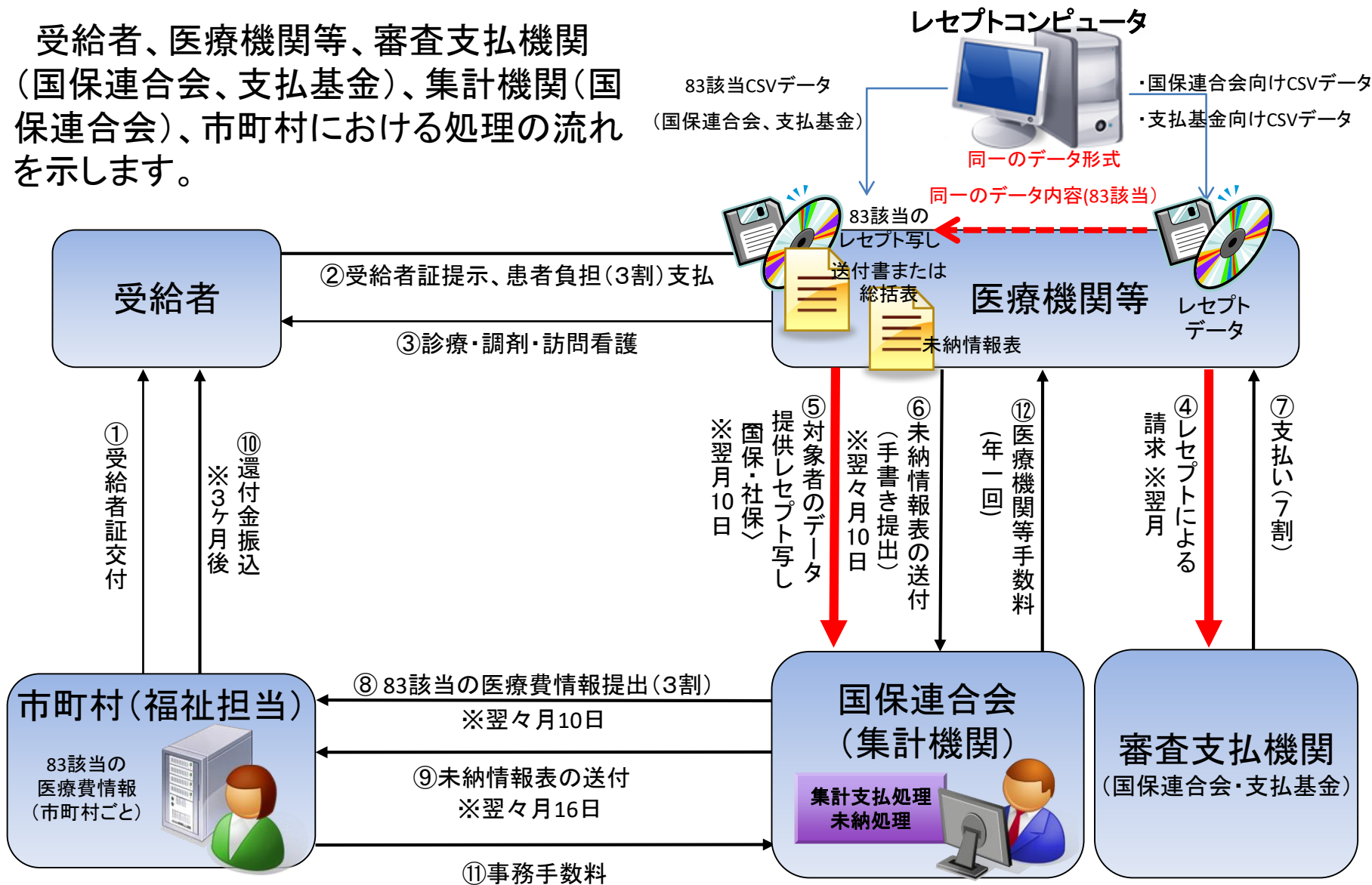
受給資格者証の様式は右記のとおり。現行の受給資格者証に2箇所のみ、自動還付方式を示す追記を行います。

※レセプトコンピュータをご利用の場合、公費83はレセプト上は公費扱いではなくなりますので、事前の設定変更が必要です。

〇〇〇市(町村)		【自動還付方式】	
重度心身障害者医療費助成金受給資格者証			
※この受給資格者証は、医療機関・薬局での医療費支払いが必要です。(自動還付)			
公費負担者番号	8	3	1 9
受給者番号			
被保険者証の記号番号			
保険種別			
保険者番号			
受給者	住所		
	氏名		性別
	生年月日		
有効期間		年 月 日 から	
		年 月 日 まで	
〇〇〇市(町村)長 ○印			
交付年月日		年 月 日	

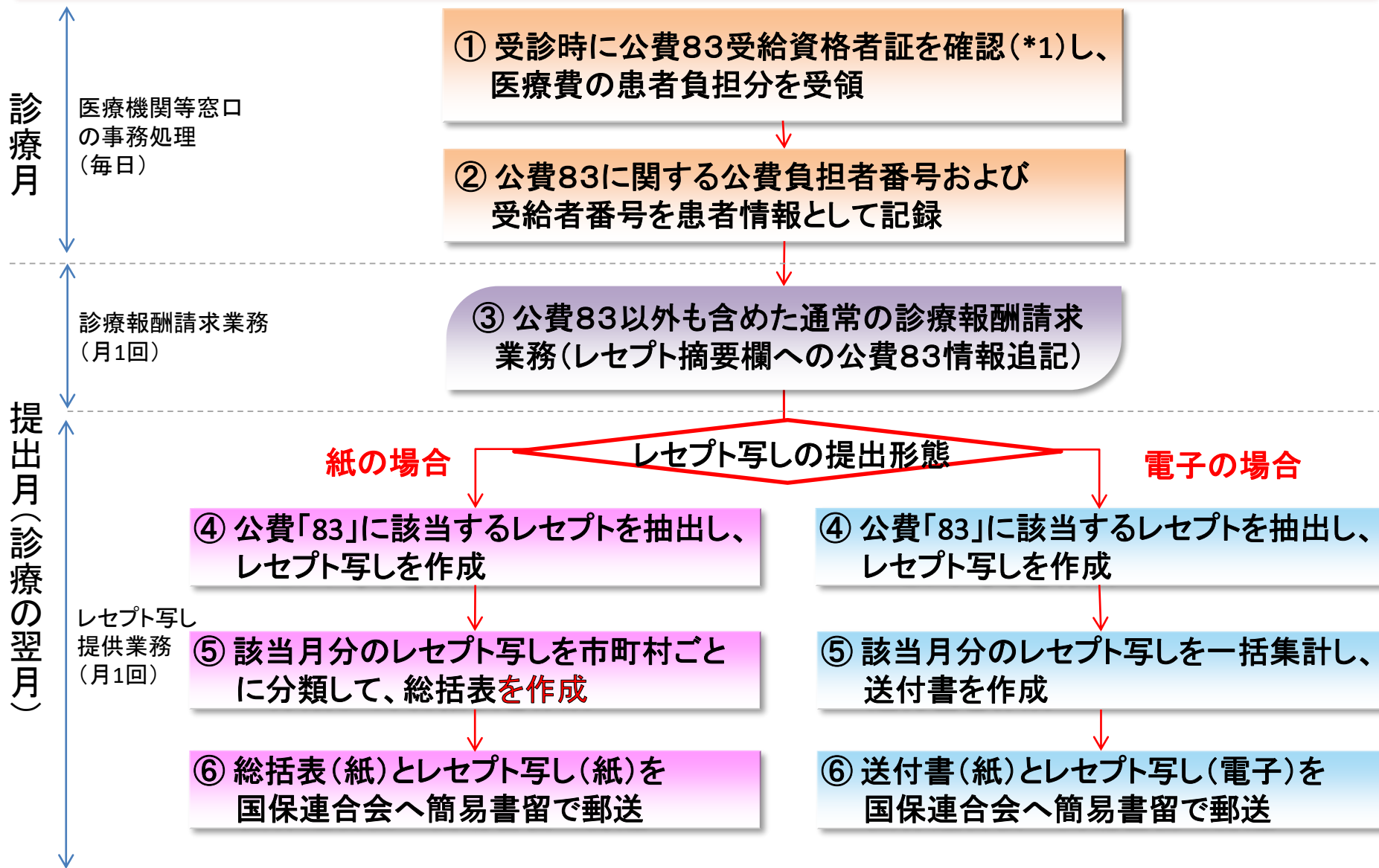
3-2.自動還付方式における処理の流れ

受給者、医療機関等、審査支払機関（国保連合会、支払基金）、集計機関（国保連合会）、市町村における処理の流れを示します。



※医療費患者負担3割の受給者における例

3-3.医療機関等における事務処理の流れ



*1: 保険薬局につきましては処方せんに公費負担者番号等の記載が無くなりますので、必ず受給資格者証の確認をお願いします⁷

4.診療報酬請求用レセプトへの記載内容

重度心身障害者医療費に係るレセプト記録方法について、平成26年11月の制度移行後は受給資格者から医療費の患者負担分を受領するため、レセプトの公費欄には公費83に関する公費負担者番号および受給者番号は記載できません。代わりに、摘要欄等の指定した範囲(電子レセプトの場合はコメントレコード)に公費情報を追記していただきます。

■ 医療機関等窓口での受給者情報の登録

新規の場合は受給資格者証を確認した上で、既存の公費情報登録画面(またはその代替画面)を利用した、公費83情報の受給者登録を行います。その後は、受診の際に窓口で受給資格者証を確認して変更があれば反映します。

■ 電子レセプトへの追記

公費番号83に該当する受給者のレセプトに対して、コメントレコード(COレコード)(調剤の場合は摘要欄レコード(TKレコード))に山梨県自動還付方式に必要なとなる公費負担者番号と受給者番号を追記します。(詳細については4-1章参照のこと)

■ 紙レセプトへの追記

公費番号83に該当する受給者のレセプトに対して、摘要欄等の指定した範囲に公費負担者番号と受給者番号を追記して出力します。(詳細については4-2章参照のこと)

4-1. 電子レセプトへの記録方法(医科)

公費83に該当する受給者のレセプトに対して、山梨県自動還付方式に必要な公費負担者番号と受給者番号を、次のとおりコメントレコード(COレコード)の1行目に記載します。

厚生労働省診療報酬情報提供サービス「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様(医科用)平成24年4月版(*2)」 第1章 3(4)各種レコードの記録要領に関する事項 — 「オ 摘要情報」 — 「(エ)コメントレコード」

項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	記載例
レコード識別情報	英数	2	固定	“CO”を記録する。	CO
診療識別	数字	2	可変	1 診療識別コード(厚生労働大臣の定める別表19)を記録する。 2 診療識別を必要としないコメントの場合は、記録を省略する。	01
負担区分	英数	1	固定	負担区分コード(厚生労働大臣の定める別表20)を記録する。	1
コメントコード	数字	9	固定	別に定めるコメントコードを記録する。	810000001
文字データ	漢字	76	可変	1 各コメントコードに対応して、文字情報、数字情報又は別に定める修飾語コードを記録する。 2 文字データの記録を要しないコメントコードの場合は、記録を省略する。 3 記録する文字データが76バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えない。	●山梨県自動還付AAAAA AAABBBBBBBB (*3) ※1行で記載 ※「AAAAAAAA」は公費負担者番号8桁(全角) ※「BBBBBBB」は公費受給者番号7桁(全角)

・コメントレコード(COレコード)の1行目に記載願います。

・オンライン請求時にエラーがでないよう整合性をとってください。

*2:平成26年4月の診療報酬改定による記録条件仕様の更新時には、該当部分を新たな仕様を読み替えることとします。

*3:「●(黒のマル印)」と「山梨県自動還付」を先頭に必ず付けてください。

レコード作成例 : CO,01,1,810000001,●山梨県自動還付AAAAAAAAABBBBBBBB

4-1. 電子レセプトへの記録方法(DPC)

公費83に該当する受給者のレセプトに対して、コメントレコード(COレコード)に山梨県自動還付方式に必要な公費負担者番号と受給者番号を追記します。

厚生労働省診療報酬情報提供サービス「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様(DPC用)平成24年11月版(*2)」第1章 3(4)各種レコードの記録要領に関する事項

総括レセプトの場合: 「エ コメント情報」 - 「コメントレコード」

DPCレセプトの場合: 「ス 出来高情報、摘要情報」 - 「(エ) コメントレコード」

項目	モード	最大バイト	項目形式	記録内容	記載例
レコード識別情報	英数	2	固定	“CO”を記録する。	CO
診療識別	数字	2	可変	1 診療識別コード(厚生労働大臣の定める別表18)を記録する。 2 診療識別を必要としないコメントの場合は、記録を省略する。	01
負担区分	英数	1	固定	負担区分コード(厚生労働大臣の定める別表19)を記録する。	1
コメントコード	数字	9	固定	別に定めるコメントコードを記録する。	810000001
文字データ	漢字	76	可変	1 各コメントコードに対応して、文字情報、数字情報又は別に定める修飾語コードを記録する。 2 文字データの記録を要しないコメントコードの場合は、記録を省略する。 3 記録する文字データが76バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えない。	●山梨県自動還付AAAAA AAABBBBBBBB (*3) ※1行で記載 ※「AAAAAAAA」は公費負担者番号8桁(全角) ※「BBBBBBB」は公費受給者番号7桁(全角)

・コメントレコード(COレコード)の1行目に記載願います。

・総括レセプト(レセプト総括区分コードが1)の場合はそのコメントレコード、DPCレセプト(レセプト総括区分コードが0)の場合は出来高情報のコメントレコードが対象となります。

・オンライン請求時にエラーがでないよう整合性をとってください。

*2: 平成26年4月の診療報酬改定による記録条件仕様の更新時には、該当部分を新たな仕様を読み替えることとします。

*3: 「●(黒のマル印)」と「山梨県自動還付」を先頭に必ず付けてください。

4-1. 電子レセプトへの記録方法(歯科)

公費83に該当する受給者のレセプトに対して、コメントレコード(COレコード)に山梨県自動還付方式に必要な公費負担者番号と受給者番号を追記します。

厚生労働省診療報酬情報提供サービス「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様(歯科用)平成24年4月版(*2)」第1章 3(4)各種レコードの記録要領に関する事項 — 「カ 診療行為情報」 — 「(オ)コメントレコード」

項目	モード	最大バイト	項目形式	記録内容	記載例
レコード識別情報	英数	2	固定	“CO”を記録する。	CO
診療識別	数字	2	可変	1 診療識別コード(厚生労働大臣の定める別表20)を記録する。 2 診療識別を必要としないコメントの場合は、記録を省略する。	99
負担区分	英数	1	固定	負担区分コード(厚生労働大臣の定める別表21)を記録する。	1
コメントコード	数字	9	固定	別に定めるコメントコードを記録する。	810000001
文字データ	漢字	400	可変	1 各コメントコードに対応して、文字情報、数字情報又は別に定める修飾語コードを記録する。 2 文字データを要しないコメントコードの場合は、記録を省略する。 3 記録する文字データが400バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えない。	●山梨県自動還付AAAAA AAABBBBBBB (*3) ※1行で記載 ※「AAAAAAAA」は公費負担者番号8桁(全角) ※「BBBBBB」は公費受給者番号7桁(全角)

・コメントレコード(COレコード)の1行目に記載願います。

・オンライン請求時にエラーがでないよう整合性をとってください。

*2:平成26年4月の診療報酬改定による記録条件仕様の更新時には、該当部分を新たな仕様を読み替えることとします。

*3:「●(黒のマル印)」と「山梨県自動還付」を先頭に必ず付けてください。

レコード作成例 : CO,99,1,810000001,●山梨県自動還付AAAAAAAAABBBBBBB

4-1. 電子レセプトへの記録方法(調剤)

公費83に該当する受給者のレセプトに対して、摘要欄レコード(TKレコード)に山梨県自動還付方式に必要な公費負担者番号と受給者番号を追記します。

厚生労働省診療報酬情報提供サービス「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様(調剤用)平成24年4月版(*2)」第1章 3(4)各種レコードの記録要領に関する事項
－ 「オ 摘要欄情報」 － 「摘要欄レコード」

項目	モード	最大バイト	項目形式	記録内容	記載例
レコード識別情報	英数	2	固定	“TK”を記録する。	TK
コメントコード	数字	9	固定	別に定めるコメントコードを記録する。	810000001
文字データ	漢字	76	可変	1 文字データが76バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えない。 2 文字データを記録しない場合は、記録を省略する。	●山梨県自動還付AAAAAAAAA BBBBBBBB (*3) ※1行で記載 ※「AAAAAAAA」は公費負担者番号8桁(全角) ※「BBBBBBBB」は公費受給者番号7桁(全角)

※摘要欄レコード(TKレコード)の1行目に記載願います。

※オンライン請求時にエラーがでないよう整合性をとってください。

*2:平成26年4月の診療報酬改定による記録条件仕様の更新時には、該当部分を新たな仕様を読み替えることとします。

*3:「●(黒のマル印)」と「山梨県自動還付」を先頭に必ず付けてください。

レコード作成例 : TK,810000001,●山梨県自動還付AAAAAAAAABBBBBBBB

4-2. 紙レセプトへの記録方法(医科/歯科/調剤)

公費83に該当する受給者のレセプトを抽出して、公費負担者番号と受給者番号を追記します。この際、記載場所は「摘要欄」の最上部とし、「●山梨県自動還付AAAAAAAABBBBBBBB(*3)」と記載します。なお、傷病名が摘要欄まで続く場合は傷病名を優先し、その後に記載してください。

歯科レセプト

調剤レセプト

医科(入院外)レセプト

医科(入院)レセプト

※「AAAAAAA」は公費負担者番号8桁です。
 ※「BBBBBBB」は公費受給者番号7桁です。

*3:「●(黒のマル印)」と「山梨県自動還付」の文言を先頭に必ず付けてください。

4-2. 紙レセプトへの記録方法(DPC/訪問看護)

公費83に該当する受給者のレセプトを抽出し、公費負担者番号と受給者番号を追記します。この際、DPCについては記載場所を「出来高欄」の最上部、訪問看護では「保険医療機関の所在地および名称」の上部空欄部分とし、「●山梨県自動還付AAAAAAAAABBBBBBBB(*3)」と記載します。

※「AAAAAAAA」は公費負担者番号8桁です。
 ※「BBBBBBB」は公費受給者番号7桁です。

DPC

The image shows a DPC (診療報酬明細書) form. A red dashed box highlights a field in the '診療科目' (Treatment Category) section, where the text '山梨県自動還付AAAAAAAAABBBBBBBB' is written. The form includes various sections for patient information, insurance details, and medical services.

訪問看護

The image shows a '訪問看護' (Home Nursing) form. A red dashed box highlights a field in the '保険医療機関' (Insurance Medical Institution) section, where the text '山梨県自動還付AAAAAAAAABBBBBBBB' is written. The form includes sections for patient information, insurance details, and a list of medical services.

*3:「●(黒のマル印)」と「山梨県自動還付」の文言を先頭に必ず付けてください。

5. 紙レセプト写しの作成および提出について

重度心身障害者医療費に係る紙レセプト写し(医科、歯科、調剤、訪問看護)の作成方法について、記載します。

- ①診療報酬請求用レセプトのうち、公費83に該当する(摘要欄等の指定範囲に公費負担者情報および受給者情報が追記されている)レセプトを複製(コピー)します。この際、複製(コピー)したレセプトに対しては正規のレセプトとの混同を避けるため、レセプト写しにはピンク色の用紙を使用します。(詳細については5-1章参照)

- ②総括表を作成します。(詳細については5-2章参照)
※総括表は手書きでの記載を想定しています。このため、レセコン改修の要件に含まれません。

- ③国保連合会へ提出します。(詳細については5-3章参照)

5-1.紙レセプト写しの作成方法

3-1章で作成したレセプトのうち、公費83に該当する受給者のレセプトのみを複製(コピー)します。この際、正規のレセプトとの混同を避けるため、レセプト写しにはピンク色の用紙を使用してください。※ピンク色の用紙が無い場合や請求が少数の場合などの代替策として、レセプト写しの保険医療機関等名称の右に朱書きで **83** の追記も可とします。

○診療報酬明細書 (医療人記入)

山梨県自動還元AAAAAAAAABBBBBB

○診療報酬明細書 (医療人記入)

83

山梨県自動還元AAAAAAAAABBBBBB

医科(入院外)レセプト写しの例

6.仕様に関する注意事項

①レセプトへのコメントレコードの追記について

診療報酬請求用のレセプトへ公費83情報の追記は行わず、レセプト写し作成時点で追記の方が改修が簡易となる場合に限定して、レセプト写し作成時にコメントレコードを追記する方法も可とします。

②医療費の患者負担分が発生しない(受給者が窓口で支払わない)レセプト写しの除外

医療費の患者負担分が全く発生せず、保険と公費83以外の他公費ですべての医療費が支払われるレセプトについては、公費83の医療費助成が発生しないため、レセプト写しを送付する必要がありません。このため、上記に該当するレセプト写しは除外していただくことを望みますが、改修の必須要件とはしません。

例： 公費83受給者にて、公費51(特定疾患治療研究事業)との併用レセプト
社保(7割) + 公費①51(自己負担なし) + 公費②83(重心)

総医療費 50,000円

公費51の月額自己負担限度額 0円
の場合

	請求	決定	負担金額
保険	5,000		
公①	5,000		0
公②			

提出除外が望ましい



6.仕様に関する注意事項

③同一月中に異なる公費負担者番号の受給資格者証が提示された場合について

受給資格者証を申請した月は自動還付方式ではなく償還払い(領収書を市町村の窓口へ提出して還付手続きを行う)とし、新たな受給資格者証を利用しない前提ですが、同一の月内でもし新しい受給資格者証が提示された場合は、その月のレセプト写しは全て最新の登録情報(公費負担者番号および受給者番号)として提出してください。

④受給者情報の履歴管理について

受給者の履歴管理(有効期限の管理等)につきましては、特に要件の提示はありません。極力簡易な仕様をご採用願います。

⑤平成26年度診療報酬改定について

平成26年4月の診療報酬改定に伴う厚生労働省診療報酬情報提供サービス「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様」の更新時には、本仕様書の該当部分を新たな仕様を読み替えることとします。

7.レセコン改修に関するまとめ

重度心身障害者医療費助成制度の自動還付方式移行に伴い、レセコンの改修を必要とする項目について、以下にまとめます。

- ①既存の公費情報登録画面(またはその代替画面)を利用した、公費83情報の登録
- ②レセプトへの公費83情報の追記
 - ・電子レセプトの場合 : コメントレコード(調剤は摘要欄レコード)への追記
 - ・紙レセプトの場合 : 摘要欄等の指定した範囲への公費83情報の追記※6章①のとおり、レセプト写し作成時のコメントレコード追記も許容します
- ③公費83対象のレセプト抽出と、レセプト写しの作成
 - ・電子レセプト写しの場合 : CSVファイルの作成とCD-Rへの出力
 - ・紙レセプト写しの場合 : 印刷
- ④電子レセプト写し提出時に必要となる送付書の作成
※紙レセプト写し提出時に必要となる総括表の作成は、要件の対象外です

○その他要望

要件とはしませんが、医療費の患者負担分が全く発生せず、保険と公費83以外の他公費ですべての医療費が支払われるレセプトについては、レセプト写し作成時に除外してください。

8.その他の要件

レセコンベンダ各社よりお問い合わせのあった質問に対して、山梨県からの回答として公開した内容について、その他の要件としてまとめます。

※レセコン開発会社等向け説明会 よくある質問(平成25年9月18日版)より抜粋

No.	種別	要件
1	共通	本県の方針として、レセプトとレセプト写しは同様の記載内容としておりますが、紙レセプト写しについては、自動還付額に必要である項目以外については、省略していただいても問題はありません。ただし、摘要欄への受給者情報(●山梨県自動還付AAAAAAAAABBBBBBBB)の記載は、必須となります。詳細項目は別紙2をご確認ください。
2	共通	平成26年11月の制度移行後に発生する月遅れ請求や過誤調整等の処理に関して、平成26年10月以前の診療分については、従来通り公費をレセプトの公費欄または公費レコードに残した形での請求としてください。
3	医科	処方せんへの公費83情報の記載は不要です。処方せん公費欄への記入により調剤レセプトの公費欄に出力される可能性があるため、公費欄への記載は不可とします。なお、備考欄等に記載することは問題ありません。 記載する場合においては、「●山梨県自動還付AAAAAAAAABBBBBBBB」として下さい。
4	DPC	DPCマイナス調整の場合につきましては、レセプトと同様、マイナスのレセプト写しを作成していただき国保連合会に提出してください。DPCマイナスレセプト分の患者負担額につきましては、医療機関より患者に対し返金を行い、福祉の写しレセプトを提出することによって、保険者が患者に支払う窓口負担分が調整されます。
5	歯科	レセプト写しの作成時、未来院請求分が含まれても構いません。ただし、未来院請求を行う時点では医療費の患者負担分は発生しておりませんので、医療機関には別途、未納情報表(紙帳票)もご提出いただきます。

9.レセプト写しの受入確認試験について

レセプト写しを磁気媒体で提出する保険医療機関等を担当する全レセプトコンピュータ保守会社を対象とし、改修したレセプトコンピュータで作成したデータ等にて受入確認試験を行います。医療機関等テストは任意ですが、このベンダテストは必ず実施してください。

なお、レセプトコンピュータ保守会社向け受入確認試験の詳細につきましては、以下の別紙をご確認ください。

- ・国保連合会が行うレセプト写しの受入確認試験について
(レセプトコンピュータ保守会社用)

10.医療機関等への導入支援について

レセプトコンピュータの改修後、医療機関等の担当者が自動還付方式移行に伴う医療事務を円滑に行うことができるよう、導入支援までを行っていただきます。

本業務における導入支援とは、レセプトコンピュータ改修に係る設計・開発を行い改修したプログラムを提供する中で付随する導入支援作業、医療機関等との日程調整、医療機関等へのマニュアル提供やユーザ教育、制度移行前に国保連合会で実施するレセプト写しの受入確認テストに対するユーザ支援の作業を指します。

なお、医療機関等向け受入確認試験の詳細につきましては、以下の別紙をご確認ください。

- ・国保連合会が行うレセプト写しの受入確認試験について
（保険医療機関等用）

参考1 医療費未納情報表の作成および出力

概 要

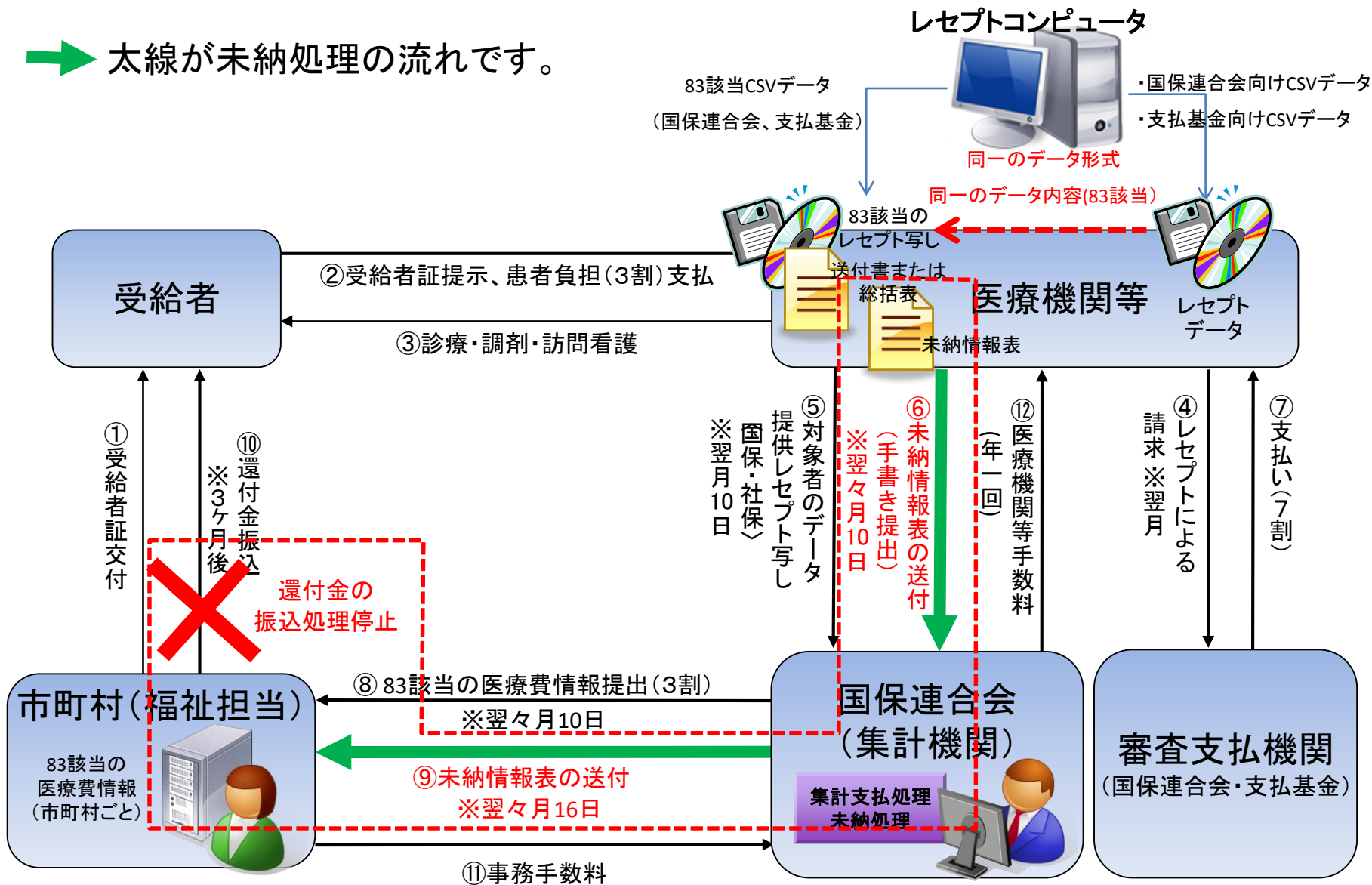
自動還付方式では、診療報酬(調剤報酬、訪問看護療養費)請求用のレセプトから公費83該当者分のみを抽出し、レセプト写しとして国保連合会に送付する仕組みであるため、医療機関等の窓口で医療費の患者負担分が未納の場合でもレセプト写しは送付されます。

レセプト写しが国保連合会に送付されると、市町村から医療費が未納の受給者の口座へ自動還付されてしまうことから、市町村は未納情報を把握し、該当受給者の自動還付を停止して医療費が支払われた後の窓口償還払いに切り替える必要があります。

そこで医療機関等の皆様には、受給者において医療費の未納が発生した場合に限り、医療費未納情報表を作成して国保連合会への情報提供をお願いします。

参考1-1. 医療費未納情報表に関する処理の流れ

→ 太線が未納処理の流れです。

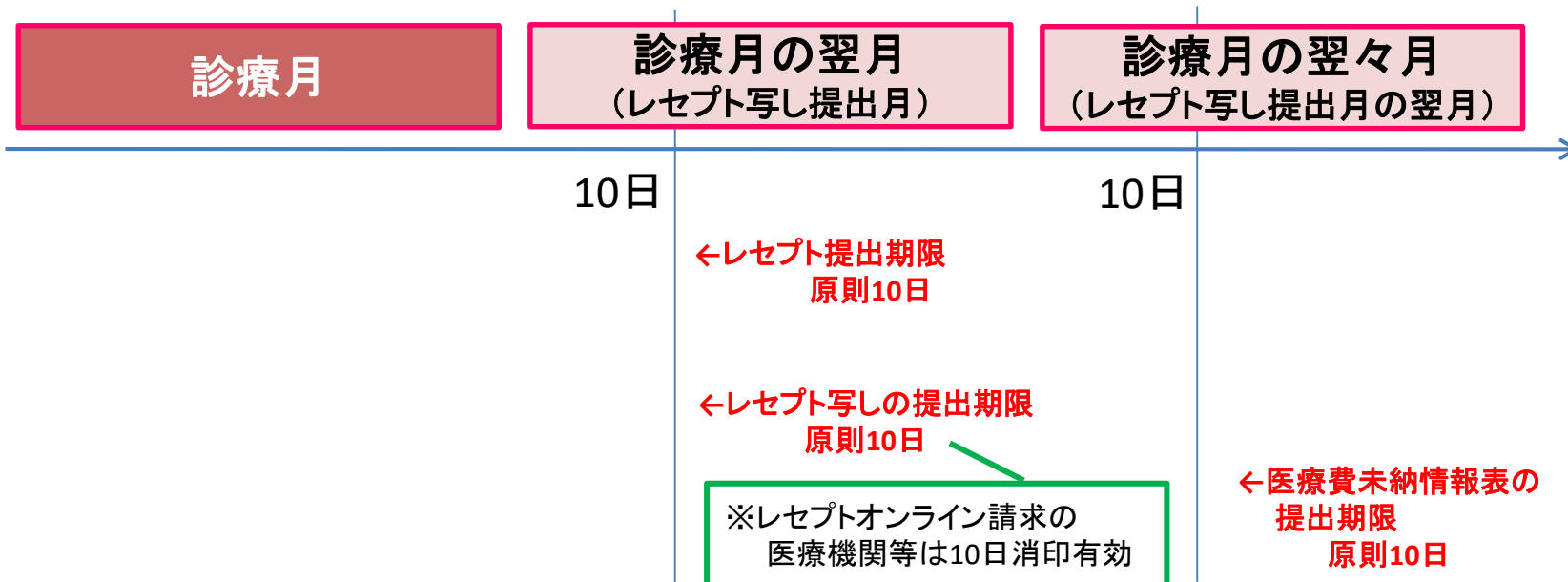


※医療費患者負担3割の受給者における例

参考1-2. 医療費未納情報表送付のタイミング

医療費未納情報表は、診療月の翌々月(レセプト写し提出月の翌月)10日までに国保連合会へ郵送していただきます。レセプト写し(磁気媒体または紙媒体)に同封しての送付をお願いします。

※入院されている方の医療費が診療月の翌月請求となること、銀行振り込みやカード決済等で支払確認が翌月末ごろになる場合もあることを考慮し、診療月の翌々月(レセプト写し提出月の翌月)10日までの提出期限となっています。外来のみなど、診療翌月の10日までに提出可能な医療機関等につきましても、診療月の翌々月(レセプト写し提出月の翌月)での医療費未納情報表のご提出をお願いします。



参考1-3. 医療費未納情報表の作成方法

医療費の支払いが無い受給者について、医療費未納情報表へ必要情報を記載しての提出をお願いします。

なお、医療費未納情報表が提出された場合、該当する受給者については、自動還付方式から償還払いに移行します。

このため、医療費未納情報表作成後に支払があった場合でも、医療機関等から特に報告をいただく必要はありません。

【注意事項】

※市町村(公費負担者番号)ごとに分けて作成してください。

※医科で、同月に同一受給者で入院・入院外の両方のレセプト写しを作成した場合は、備考欄に入外コードを記載してください。

※調剤で、同月に同一受給者で処方箋発行医療機関が異なるレセプト写しを作成した場合は、備考欄に処方箋発行医療機関名を記載してください。

※帳票につきましては、Excel形式及びPDF形式の電子ファイルで提供します。
ダウンロードして印刷してください。

医療費未納情報表
(重度心身障害者医療費助成用)

① 該当年月を記載

提出年月
平成 年 月

② 公費負担者番号を記載

公費負担者番号
8 3 1 9

③ 保険医療機関等番号を記載

保険医療機関等コード
1 9

⑦ 当月の提出枚数を記載

今月の提出枚数
枚目/全 枚

④ 医療機関等情報を記載し、捺印

保険医療機関等所在地及び名称

印

⑤ 担当者名と問合せ先電話番号を記載

担当者及びデータ内容に係る問い合わせ電話番号

担当者 tel

⑥ 該当者の情報を記載

項番	診療年月	受給者番号	医療保険種別	被保険者証の記号・番号	備考
1					
2					
3					
4					
14					
15					

※窓口患者負担金が未納となっている場合に、この帳票を作成してください。
 ※公費負担者番号ごとに記入し、レセプト写し提出月の翌月10日までに国保連合会にご提出ください。
 ※診療年月は、和暦(年号は省略可)で「〇年〇月」と記載してください。
 ※医療保険種別は、「社保」「国保」「後期」「退職」「退職」を記載してください。
 ※医科で、同月に同一受給者で入院・入院外の両方のレセプト写しを作成した場合は、備考欄に「入院」または「外来」を記載してください。
 ※調剤で、同月に同一受給者で処方箋発行医療機関が異なるレセプト写しを作成した場合は、備考欄に処方箋発行医療機関名を記載してください。

参考2. レセプト写し提出後の調整依頼(返金および追加徴収)

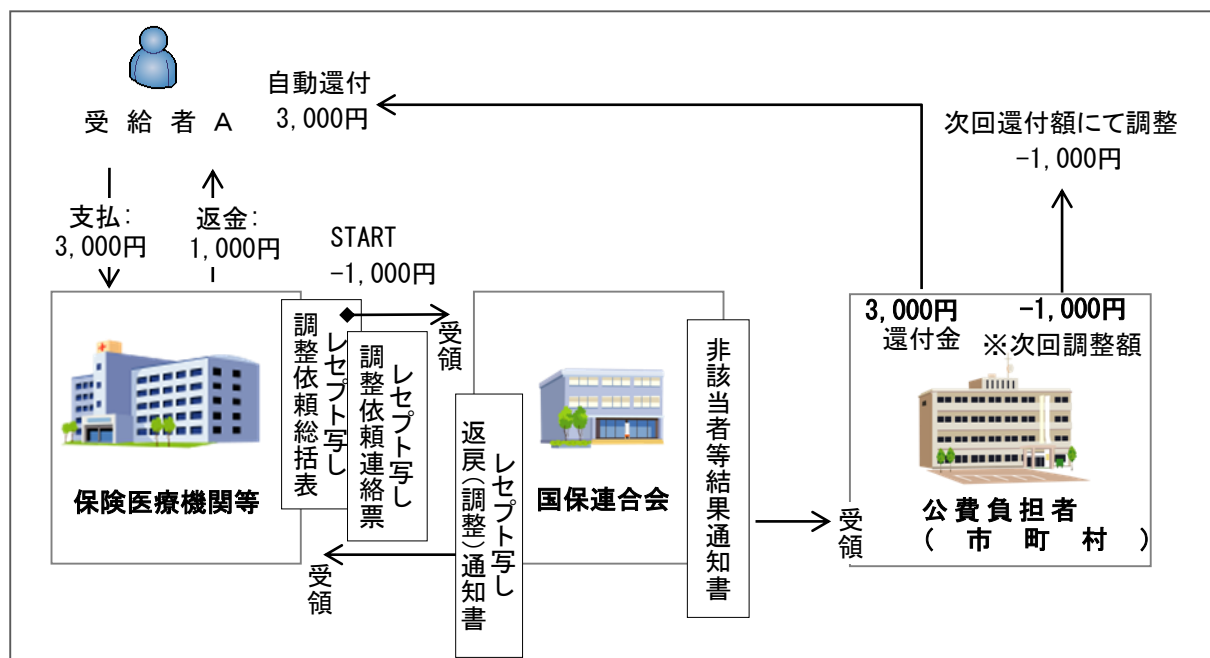
概要

レセプト及びレセプト写しを提出した後に、審査支払機関による査定等により、受給者に対し返金または追加徴収を行った場合は、「レセプト写し調整依頼連絡票」及び「レセプト写し調整依頼総括表」を作成していただき、国保連合会への情報提供をお願いします。

国保連合会は、当該資料を元に市町村に対し返金および追加徴収の情報(非該当者等結果通知書)を提供し、市町村はその情報を用いて受給者への支給額の調整を行います。

また、医療機関等に対しても、レセプト写し返戻(調整)内訳書を作成し、送付します。

処理フロー



参考2-1. レセプト写し調整依頼連絡票の作成方法

医療機関等から受給者に返金または追加徴収を行った場合の調整依頼については、右記の帳票へ記載してのご連絡をお願いします。

※帳票につきましてExcel形式及びPDF形式の電子ファイルで提供します。ダウンロードして印刷してください。

② 該当者の情報を記載

- ・レセプト写しの提出年月
- ・診療年月
- ・公費負担者番号
- ・公費受給者番号
- ・保険者番号
- ・保険種別
(国保/後期/退職/社保)
- ・本人家族入外区分

③ 調整依頼内容を記載

- ・調整依頼内容
(返金または追加徴収を選択)
- ・調整点数
- ・調整金額
- ・備考

① 保険医療機関等番号を記載

レセプト写し調整依頼連絡票
(重度心身障害者医療費助成用)

保険医療機関等コード
1 9

対象者情報

提出年月 (レセプト写し提出月) 平成 年 月
診療年月 平成 年 月

公費負担者番号 8 3 1 9
公費受給者番号

保険者番号

医療保険種別 (該当項目に○)
1. 被用者保険 (社保) 2. 国保 3. 後期高齢者 4. 退職

本人家族入外区分 (該当項目に○)
1. 本人 (世帯主) 入院 2. 本人 (世帯主) 外来 3. 未就学者入院 4. 未就学者外来 5. 家族 (その他) 入院 6. 家族 (その他) 外来 7. 高齢受給者一般 (低所得) 入院 8. 高齢受給者一般 (低所得) 外来 9. 高齢受給者了割入院 0. 高齢受給者了割外来

調整金額等情報

調整依頼内容 (該当項目に○)
 返金 / 追加徴収

窓口徴収額の増減調整
調整点数 点 調整金額 円

※査定等により生じた請求点数及び窓口徴収額の差分を記載してください。
※追加徴収の場合は整数標記、返金の場合は- (マイナス) 表記で記載してください。

備考

参考3. 電子レセプト写しの作成

重度心身障害者医療費に係る電子レセプト写し(医科、DPC、歯科、調剤)の作成方法について、以下に定めます。

- ①公費83に該当する(コメントレコードに公費負担者情報および受給者情報が追記されている)レセプトを抽出します。
- ②抽出したレセプトに対してレセプト写しを作成するため、以下の処理を行います。
 - ・レセプト写しの医療機関情報レコード(IRレコード)または受付情報レコード(UKレコード)、薬局情報レコード(YKレコード)に記録する審査支払機関については、診療報酬請求に影響が出ないよう、別表1のとおり記録します。
 - ・レセプト写しのレセプト共通レコード(REレコード)に記録するレセプト番号については、レセプト写しのCSVファイルごとに、レセプト写し記録順に1から昇順に連続番号を記録します。
 - ・レセプト写しの診療(調剤)報酬請求書レコード(GOレコード)に記録する総件数と総合計点数については、レセプト写しのCSVファイル単位に集計した総件数と総合計点数を記録します。
- ③送付書を作成します。この際、送付書には、総合計点数(GOレコード内記録と同様)とレセプト件数(REレコードのレセプト番号の末尾に相当)を記録します。

別表1.審査支払機関コード

- ④作成したレセプト写しのCSVファイルをCD-Rへ記録します。

コード名	コード	内容
審査支払機関コード	7	社会保険診療報酬請求支払基金
	8	国民健康保険団体連合会

参考3 -1. 電子レセプト写しの作成方法(医科)

重度心身障害者医療費に係る電子レセプト写し(医科)記録方法について、以下に定めます。

- (1)記録形式 厚生労働大臣が定める方式と同じ
- (2)ファイル構成 以下のファイル名とする。
- ・医科(支払基金)用 JUDOC7.CSV
 - ・医科(国保連合会)用 JUDOC8.CSV
- (3)情報表記仕様 厚生労働大臣が定める方式と同じ
- (4)各種レコードの記録要領に関する事項 以下の項目以外は、厚生労働大臣が定める方式と同じ
- ア 医療機関情報 — (ア)医療機関情報レコード

項目	モード	最大バイト	項目内容	記録内容
審査支払機関	数字	1	固定	審査支払機関コード(P.12 4章 別表1参照)を記録する

イ レセプト共通情報 — レセプト共通レコード

項目	モード	最大バイト	項目内容	記録内容
レセプト番号	数字	6	可変	1レセプト写しのCSVファイルごとに、レコードが属するレセプト番号を記録する。 2レセプト番号は、レセプト記録順に1から昇順に連続番号を記録する。 3有効桁数が6桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。

ク 診療報酬請求書情報 — 診療報酬請求書レコード

項目	モード	最大バイト	項目内容	記録内容
総件数	数字	6	可変	1レセプト写しのCSVファイルごとに、保険医療機関単位のレセプト件数を合計して記録する。 2有効桁数が6桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3複数ボリュームに分割して記録した場合、保険医療機関単位の最終ボリューム以外は、記録を省略する。
総合計点数	数字	10	可変	1レセプト写しのCSVファイルごとに、保険医療機関単位の各レセプトの主保険に係る合計点数を合算して記録する。 2有効桁数が10桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3複数ボリュームに分割して記録した場合、保険医療機関単位の最終ボリューム以外は、記録を省略する。

参考3 -1. 電子レセプト写しの作成方法(DPC)

重度心身障害者医療費に係る電子レセプト写し(医科)記録方法について、以下に定めます。

- (1)記録形式 厚生労働大臣が定める方式と同じ
- (2)ファイル構成 以下のファイル名とする。
- ・DPC(支払基金)用 JUDOD7.CSV
 - ・DPC(国保連合会)用 JUDOD8.CSV
- (3)情報表記仕様 厚生労働大臣が定める方式と同じ
- (4)各種レコードの記録要領に関する事項 以下の項目以外は、厚生労働大臣が定める方式と同じ
- ア 医療機関情報 — (ア)医療機関情報レコード

項目	モード	最大バイト	項目内容	記録内容
審査支払機関	数字	1	固定	審査支払機関コード(P.12 4章 別表1参照)を記録する

イレセプト共通情報 — レセプト共通レコード

項目	モード	最大バイト	項目内容	記録内容
レセプト番号	数字	6	可変	1レセプト写しのCSVファイルごとに、レコードが属するレセプト番号を記録する。 2レセプト番号は、レセプト記録順に1から昇順に連続番号を記録する。 3有効桁数が6桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。

タ診療報酬請求書情報 — 診療報酬請求書レコード

項目	モード	最大バイト	項目内容	記録内容
総件数	数字	6	可変	1レセプト写しのCSVファイルごとに、保険医療機関単位のレセプト件数を合計して記録する。 2有効桁数が6桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3複数ボリュームに分割して記録した場合、保険医療機関単位の最終ボリューム以外は、記録を省略する。
総合計点数	数字	10	可変	1レセプト写しのCSVファイルごとに、保険医療機関単位の各レセプトの主保険に係る合計点数を合算して記録する。 2有効桁数が10桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3複数ボリュームに分割して記録した場合、保険医療機関単位の最終ボリューム以外は、記録を省略する。

参考3 -1. 電子レセプト写しの作成方法(歯科)

重度心身障害者医療費に係る電子レセプト写し(医科)記録方法について、以下に定めます。

- (1)記録形式 厚生労働大臣が定める方式と同じ
 - (2)ファイル構成 以下のファイル名とする。
 - ・歯科(支払基金)用 JUDOS7.CSV
 - ・歯科(国保連合会)用 JUDOS8.CSV
 - (3)情報表記仕様 厚生労働大臣が定める方式と同じ
 - (4)各種レコードの記録要領に関する事項 以下の項目以外は、厚生労働大臣が定める方式と同じ
- ア 受付情報 — (ア)受付情報レコード ※医療機関情報(IR)レコードの審査支払機関コードについては変更不要です。

項目	モード	最大バイト	項目内容	記録内容
審査支払機関	数字	1	固定	審査支払機関コード(P.12 4章 別表1参照)を記録する

ウ レセプト共通情報 — レセプト共通レコード

項目	モード	最大バイト	項目内容	記録内容
レセプト番号	数字	6	可変	1レセプト写しのCSVファイルごとに、レコードが属するレセプト番号を記録する。 2レセプト番号は、レセプト記録順に1から昇順に連続番号を記録する。 3有効桁数が6桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。

ク 診療報酬請求書情報 — 診療報酬請求書レコード

項目	モード	最大バイト	項目内容	記録内容
総件数	数字	6	可変	1レセプト写しのCSVファイルごとに、保険薬局単位のレセプト件数を合計して記録する。 2有効桁数が6桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3複数ボリュームに分割して記録した場合、保険薬局単位の最終ボリューム以外は、記録を省略する。
総合計点数	数字	10	可変	1レセプト写しのCSVファイルごとに保険薬局単位の各レセプトの主保険に係る合計点数を合算して記録する。 2有効桁数が10桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3複数ボリュームに分割して記録した場合、保険薬局単位の最終ボリューム以外は、記録を省略する。

参考3 -1. 電子レセプト写しの作成方法(調剤)

重度心身障害者医療費に係る電子レセプト写し(医科)記録方法について、以下に定めます。

- (1)記録形式 厚生労働大臣が定める方式と同じ
 - (2)ファイル構成 以下のファイル名とする。
 - ・調剤(支払基金)用 JUDOY7.CSV
 - ・調剤(国保連合会)用 JUDOY8.CSV
 - (3)情報表記仕様 厚生労働大臣が定める方式と同じ
 - (4)各種レコードの記録要領に関する事項 以下の項目以外は、厚生労働大臣が定める方式と同じ
- ア 薬局情報 — (ア)薬局情報レコード

項目	モード	最大バイト	項目内容	記録内容
審査支払機関	数字	1	固定	審査支払機関コード(P.12 4章 別表1参照)を記録する

イレセプト共通情報 — レセプト共通レコード

項目	モード	最大バイト	項目内容	記録内容
レセプト番号	数字	6	可変	1レセプト写しのCSVファイルごとに、レコードが属するレセプト番号を記録する。 2レセプト番号は、レセプト記録順に1から昇順に連続番号を記録する。 3有効桁数が6桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。

キ調剤報酬請求書情報 — 調剤報酬請求書レコード

項目	モード	最大バイト	項目内容	記録内容
総件数	数字	6	可変	1レセプト写しのCSVファイルごとに、保険医療機関単位のレセプト件数を合計して記録する。 2有効桁数が6桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3複数ボリュームに分割して記録した場合、保険医療機関単位の最終ボリューム以外は、記録を省略する。
総合計点数	数字	10	可変	1レセプト写しのCSVファイルごとに、保険医療機関単位の各レセプトの主保険に係る合計点数を合算して記録する。 2有効桁数が10桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3複数ボリュームに分割して記録した場合、保険医療機関単位の最終ボリューム以外は、記録を省略する。

参考3-2. 電子レセプト写し提出時の送付書作成方法(歯科)

レセプト写しを作成後、送付書へ必要情報を記載します。

① 該当年月を記載

提出年月
平成 年 月

② 保険医療機関等番号を記載

保険医療機関コード
1 9 3

③ 医療機関等情報を記載し、捺印

保険医療機関所在地及び名称

印

⑤ 審査支払機関ごとのレセプト写し件数、合計点数を記載

担当者及びデータ内容に係る問い合わせ電話番号
担当者 tel

④ 担当者名と問合せ先電話番号を記載

Point

レセプト写し件数…CSVファイルに含まれるレセプト写し件数(RELレコードのレセプト番号の末尾に相当)を記載します。
 ※診療報酬請求書レコード(GOレコード)の総件数とは異なりますので、ご注意ください。
 合計点数…診療報酬請求書レコード(GOレコード)の総合計点数と同様の値を記載します。

歯 科	
支払基金分	JUDOS7. CSV (審査支払コード7)
レセプト写し件数	<input type="text"/> 件
合計点数	<input type="text"/> 点
国保連合会分	JUDOS8. CSV (審査支払コード8)
レセプト写し件数	<input type="text"/> 件
合計点数	<input type="text"/> 点

※紙レセプト写し分につきましては、この送付書には含めず「紙レセプト写し総括表」に記載願います。

参考4.国保連合会への提出（CD-Rによる提出）

国保連合会へ提出する磁気媒体は原則CD-Rとします。また、提出期限は毎月10日です。

（レセプトのオンライン請求を行っている医療機関等は10日消印有効とします）

※USBデバイスおよびフラッシュメモリ等の記憶媒体での提出は不可です。

※提出した磁気媒体は返却できませんので、ご了承ください。

※国保連合会への持ち込みによる提出も受け付けます。

送付書



ファイル名 : 重度心身障害者レセプト写しデータ

保険医療機関等コード: 19XXXXXXXX(10桁)

保険医療機関等名称 : 〇〇医院(薬局)

診療年月 :平成 年 月提出分

提出年月日 :平成 年 月 日

- CD-Rのレーベル面にシール等ラベルを貼付せずに、複合機による直接印字又はフェルトペン等を用いた手書きにより記入をお願いします。
- 保険医療機関等コードはデータに記録されている10桁コードとします。

参考4.国保連合会への提出(FDまたはMOによる提出)

CD-ROMドライブ(外部記憶装置)が無いなど、やむを得ない場合につきましては3.5インチフロッピーディスク又はMOによる提出も可とします。

送付書

重度心身障害者レセプト写しデータ
19XXXXXXXX
〇〇医院
診療年月 :平成 年 月提出分
提出年月日:平成 年 月 日

ファイル名 : 重度心身障害者レセプト写しデータ
保険医療機関等コード: 19XXXXXXXX(10桁)
保険医療機関等名称 : 〇〇医院(薬局)
診療年月 :平成 年 月提出分
提出年月日 :平成 年 月 日

- 保険医療機関等コードはデータに記録されている10桁コードとします。

参考4.国保連合会への提出(紙による提出)

国保連合会へ郵送する紙媒体は、以下のように編綴してください。

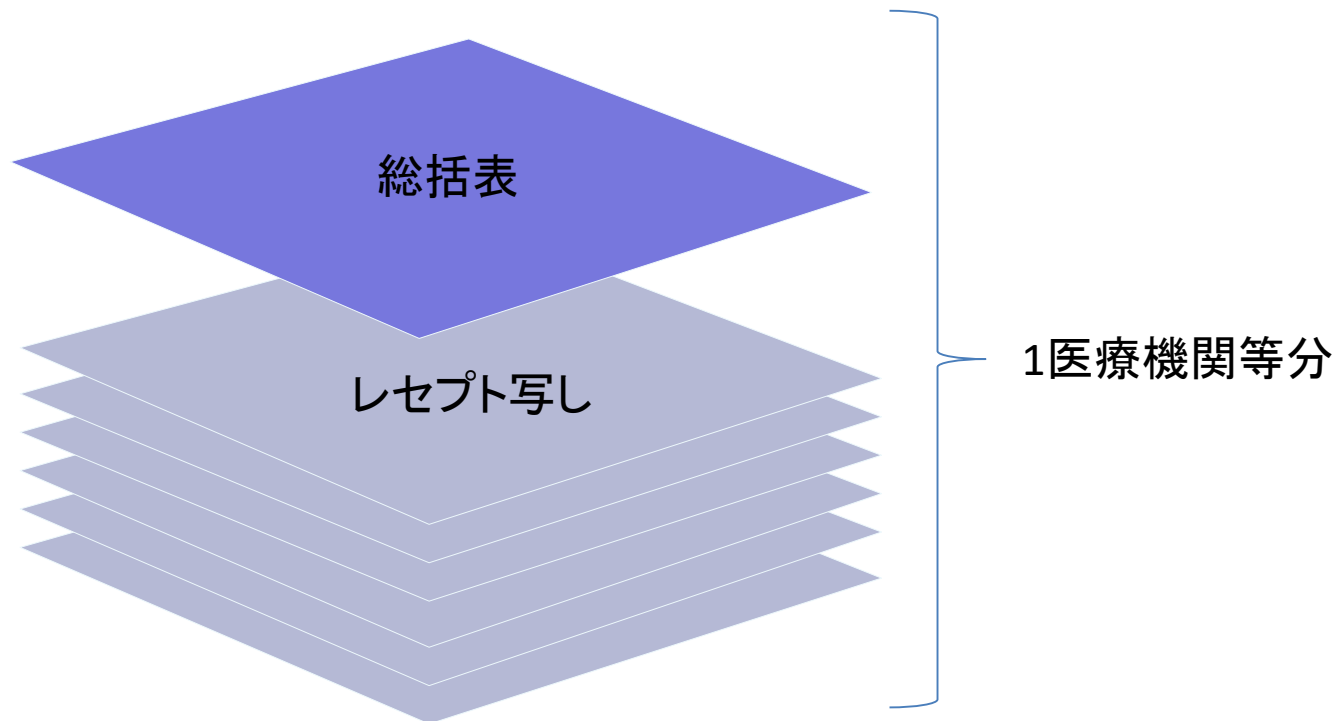
提出期限は毎月10日となります。

※提出した紙媒体は返却できませんので、ご了承ください。

※公費負担者番号順にしてください。

※月遅れ分は、先頭にしてください。

※国保連合会への持ち込みによる提出も受け付けます。



参考5: 公費負担者番号一覧

重度心身障害者医療費助成制度の公費負担者番号は以下となります。

市町村名	コード	市町村名	コード
甲 府 市	83190017	身 延 町	83190736
富 士 吉 田 市	83190025	南 部 町	83190744
都 留 市	83190041	昭 和 町	83190793
山 梨 市	83190058	道 志 村	83190975
大 月 市	83190066	西 桂 町	83190983
韮 崎 市	83190074	忍 野 村	83190991
南アルプス市	83190082	山 中 湖 村	83191007
北 杜 市	83190090	鳴 沢 村	83191049
甲 斐 市	83190108	小 菅 村	83191064
笛 吹 市	83190116	丹 波 山 村	83191072
上 野 原 市	83190124	富 士 河 口 湖 町	83191080
甲 州 市	83190132	市 川 三 郷 町	83191098
中 央 市	83190140	富 士 川 町	83191106
早 川 町	83190728		